

意見検討結果一覧表

（案名：岩手県ひとり親家庭等自立促進計画（2020～2024）（中間案））

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	<p>本計画の中間案は、新型コロナウイルス感染の流行による実態経済の急激かつ全面的な悪化の現状とそれに対する対策が一切存在しません。したがって現行の本計画の中間案はその存在自体が無意味です。いったん全てを白紙に戻し、現状の厳密な分析を行って後にゼロベースからあらためて作成し直すべきと考えます。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症による実態経済等に対する影響については、国、県及び市町村において様々な対策が講じられているところです。</p> <p>本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条に基づき、ひとり親家庭等の自立促進のための今後5年間の計画として策定するものでありますが、経済・社会情勢の変化等を踏まえ、柔軟に計画内容の見直しを行うこととしており、今後、新型コロナウイルス感染症の本計画への影響を注視してまいりますので、御理解願います。</p>	F（その他）
2	<p>新たに「総合相談支援窓口」を設置するのではなく、ワンストップセンターを設置してほしい。</p> <p>ひとり親家庭のみならず、子どもの貧困対策と関連付け、教育、福祉、雇用等全てを包括するセンターを県として設置してもらいたい。</p> <p>早急に県として、子育て環境の整備に取り組まなければ、医療・雇用・福祉・教育の充実を求めて子育て世代が岩手を離れてしまうことになりかねない。相談窓口の一元化、子育て支援の核となるワンストップセンターの設置を検討してほしい。</p>	<p>本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条に基づきひとり親家庭等の自立促進についての計画として策定するものです。</p> <p>岩手県子どもの生活実態調査では、特に母子家庭において、公的支援施策の周知が行き届いていないことや、公的相談窓口が十分に活用されていないことが明らかとなったところです。</p> <p>そこで、本計画においては、ひとり親家庭の多様なニーズに対応し、支援が必要な家庭のサービスの有効活用を促進するため、サポートセンターを設置し、ひとり親家庭の支援に取り組む関係機関等のネットワークを構築するとともに、民間団体や関係機関の緊密な連携による包括的な相談支援体制を整備し、伴走型の支援を推進することとしています。</p>	C（趣旨同一）

3	<p>民間との役割分担による支援も明記しているが、コロナによる影響により、支援団体の受け皿が減少していくことが考えられる。先日の新聞等で積極的に支援活動を行っている NPO が報道されていた。今や NPO 抜きでは、子どもの貧困やひとり親家庭への支援は進まない。NPO 団体へのさらなる支援(金銭的にも)を望む。</p>	<p>NPO 団体には、ひとり親家庭等への支援において、一定の役割を担っていただいているところであり、今後も御意見の趣旨も踏まえ、互に連携・協働してまいります。</p>	D (参考)
---	--	--	--------

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外の場合は削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)

3 意見(類似の意見をまとめたものを含む。)数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。